

防衛装備庁公示第16号
平成27年10月1日
一部改正：防衛装備庁公示第60号
平成30年10月10日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部長
森 佳 美

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの（開発に係る試作請負業務（研究試作を除く。）において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

本公示の掲載番号1～7は、装備施設本部公示第68号（平成26年7月10日）及び装備施設本部公示第117号（平成26年11月27日）の再公示である。

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
1	99式自走155mmりゅう弾砲の製造に係る契約	ア	27.10.1	99式自走155mmりゅう弾砲の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
2	砲身、99式自走155mmりゅう弾砲用の製造に係る契約	ア	27.10.1	砲身、99式自走155mmりゅう弾砲用の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
3	9mm機関けん銃の製造に係る契約	ア	27.10.1	9mm機関けん銃の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
4	89式5.56mm小銃の製造に係る契約	ア	27.10.1	89式5.56mm小銃の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
5	水上発射管HOS-303の製造に係る契約	ア	27.10.1	水上発射管HOS-303の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
6	76mm発煙弾発射機の製造に係る契約	ア	27.10.1	76mm発煙弾発射機の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
7	AH-1S整備用部品（国産・20mm機関砲用）の製造に係る契約	ア	27.10.1	AH-1S整備用部品（国産・20mm機関砲用）の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
8	銃身ASSY、74式車載7.62mm機関銃の製造に係る契約	ア	28.1.12	銃身ASSY、74式車載7.62mm機関銃の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
9	96式40mm自動てき弾銃の製造に係る契約	ア	28.1.29	96式40mm自動てき弾銃の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
10	砲身、装輪155mmりゅう弾砲（試験用）の製造に係る契約	ア	28.11.21	砲身、装輪155mmりゅう弾砲の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
11	砲身ASSY、87式自走高射機関砲用の製造に係る契約	ア、イ	28.11.21	砲身ASSY、87式自走高射機関砲用の製造に必要なライセンス実施権をスイス連邦ラインメタルエアディフェンス社から認められていること又は認められる見込みがあること及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
12	70式地雷原爆破装置（人員用）（可変型）発射器の製造に係る契約	ア	28.11.30	70式地雷原爆破装置（人員用）（可変型）発射器の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
13	10式戦車用部品（復座機ASSY）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要なとなる10式戦車用部品（復座機ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
14	90式戦車用部品（戦車砲用）（復座機ASSY）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要なとなる90式戦車用部品（戦車砲用）（復座機ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
15	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（パンoram眼鏡）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要なとなる99式自走155mmりゅう弾砲用部品（パンoram眼鏡）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
16	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（位置姿勢標定器）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要なとなる99式自走155mmりゅう弾砲用部品（位置姿勢標定器）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
17	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（射撃制御装置）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要なとなる99式自走155mmりゅう弾砲用部品（射撃制御装置）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
18	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（弾薬トレイASSY）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要な99式自走155mmりゅう弾砲用部品（弾薬トレイASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
19	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（直接照準眼鏡ASSY）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要な99式自走155mmりゅう弾砲用部品（直接照準眼鏡ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
20	試験用小火器（K型）	ア	30.3.1	試験用小火器（K型）の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
21	儀じよう銃	ア	30.5.24	儀じよう銃の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
22	カートリッジ・アクチュエータ（改）の製造に係る契約	ア	30.8.20	カートリッジ・アクチュエータ（改）の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
23	62口径5インチ砲用砲身の製造に係る契約	ア	30.10.10	62口径5インチ砲用砲身の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635